

警 視 庁 交 通 部 長
各 道 府 県 警 察 本 部 長
各 方 面 本 部 長
各 管 区 警 察 局 広 域 調 整 担 当 部 長
(参考送付先)
警 察 大 学 校 交 通 教 養 部 長
科 学 警 察 研 究 所 交 通 科 学 部 長

| | |
|--------|------------------|
| 原議保存期間 | 3年(令和5年3月31日まで) |
| 有効期間 | 二種(令和2年12月31日まで) |

警 察 庁 丁 運 発 第 5 9 号、丁 交 企 発 第 8 0 号
丁 交 指 発 第 3 5 号

令 和 2 年 4 月 7 日
警 察 庁 交 通 局 運 転 免 許 課 長
警 察 庁 交 通 局 交 通 企 画 課 長
警 察 庁 交 通 局 交 通 指 導 課 長

有効期間の末日までに更新できない可能性がある者に対する措置の対象者の拡大等
について(通達)

新型コロナウイルス感染症への対応については、「運転免許関係手続等における新型コロナウイルス感染症対策について(通達)」(令和2年3月10日付け警察庁丁運発第45号ほか)等に基づき、運転免許証の裏面備考欄への記載による3か月間の運転及び更新可能期間の指定措置を講じているところであるが、新型コロナウイルス感染症に係る現状に鑑み、同通達における「有効期間の末日までに更新できない可能性がある者に対する措置」については、下記のとおり実施することとしたので、各位におかれては、適切な周知等対応に遺漏のないようにされたい。

記

1 対象者の拡大

有効期間の末日が令和2年5月1日から7月31日の間にある者についても対象とする。

2 再度の指定措置

上記対象者に加えて、運転免許証の裏面備考欄への記載による運転及び更新可能期間の指定措置を受けた者で、当該期間の末日が1の期間内にある者についても、運転及び更新可能期間の末日までに申出があれば、再度の指定措置を受けることができることとする。